

## 北栄町民生委員・児童委員の改選に伴う交代委員の選出について

現在、新任の民生委員・児童委員(以下「民生委員」という。)をご選出中の自治会長様には、大変ご尽力いただき、誠にありがとうございます。

民生委員とは、地域の人々にとってお互いに顔の分かる安心できる存在であり、身近な相談相手です。役場だけでは行き届かない細かな部分まで地域の見守りができ、さらに困っている人を専門機関へ案内する「つなぎ役」として大変欠かせない存在です。ひとり暮らし高齢者や子育て家庭の孤立、生活困窮者の増加など様々な課題が増える中で、地域の人と自治会と行政とをつなぐ民生委員の存在は益々重要なものとなっています。

(民生委員の活動内容については、別紙①「民生委員・児童委員とは」をご参照ください。)

地域の人や実情をよく知っているのは誰か、自治会と行政とのつなぎ役となれるのは誰かをよくご存知の自治会長様のお力なくしては、民生委員の選出はできません。何卒、ご理解いただき、民生委員の選出にお力添えいただきますようよろしくお願いいたします。

## 改選までの流れ

- 1・民生委員には、民生児童委員協議会の5月定例会にて改選の流れを説明しました。
- 2・**辞任届**は、民生委員が、自治会長様に辞任の意向を伝えた上で、**7月11日(木)までに役場福祉課**にご提出いただくようお願いしています。  
 ≪注意≫現民生委員から辞任の申し出がなかった場合は、令和元年12月以降も現民生委員に再任いただくこととなりますので、自治会からご提出いただく書類は特にありません。

- 3・【民生委員から役場福祉課に辞任届が提出された場合】  
自治会長様宛に選出依頼の文書(別紙②参照)をお送りします。大変恐れ入りますが、**推薦書**を**8月15日(木)までに福祉課**へご提出いただきますようお願いいたします。

- 4・自治会からの推薦を受け**8月下旬に町で推薦会**を開催します。

- 5・推薦会の結果を**県へ報告**します。

- 6・**11月に県から委嘱状**が届き、新民生委員にお渡しします。

- ◎ 新民生委員をご推薦いただく自治会長様には大変ご無理を申し上げますが、**8月15日(木)までに福祉課へ推薦書**でご報告いただきますようよろしくお願いいたします。

担当 福祉課福祉支援室 田中葉子  
電話 37-5852

## 民生委員・児童委員とは

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱されている福祉に関するボランティアです。民生委員は児童福祉法によって児童委員を兼ねることとされ、児童福祉の推進にも重要な役割を担っています。

民生委員・児童委員の職務は、地域住民の生活状態の把握、相談、助言、援助を行なうとともに、福祉関係機関や施設などに対する協力等きわめて広範囲に及んでいます。

また、児童に関する問題を専門に担当する主任児童委員が活動しています。

## 民生委員・児童委員の活動

民生委員・児童委員は、地域住民の要望を関係機関に伝えるとともに、一人暮らしの高齢者や障害者等の訪問・相談など、住民が安心して暮らすことが出来るよう、それぞれの地域の実状に応じて自主的な活動を行なっています。

社会調査	担当地区内の住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握します。
相 談	地域住民が抱える問題について、相手の立場に立ち、親身になって相談にのります。
情報提供	福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供します。
連絡通報	住民が、個々の福祉ニーズに応じたサービスが受けられるよう関係行政機関、施設・団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割を努めます。
調 整	住民の福祉ニーズに対応し、適切なサービスの提供が図られるよう支援します。
生活支援	住民の求める生活支援活動を自ら行い、支援体制をつくっています。
意見具申	活動を通じて得た問題点や改善策について取りまとめ、必要に応じて民生委員児童委員協議会を通して関係機関などに意見を提起します。

別紙②

事 務 連 絡  
令和元年 ○月 ○日

○○自治会長 ○○ ○○様

北栄町長 松本 昭夫  
( 公 印 省 略 )

北栄町民生委員児童委員の改選に伴う交代委員の選出依頼について

自治会活動におかれましては日頃より大変お世話になっています。また、民生委員児童委員活動に対するご理解とご協力、誠にありがとうございます。

民生委員の改選につきましては、4月の自治会長会においてご説明させて頂いたところですが、貴自治会を担当されています現民生委員より辞任したい旨申し出がありました。

つきましては、大変お手数ではありますが下記期限までに別紙様式により委員を選出して頂きますようお願いいたします。

(複数の自治会から選出されるところについては、選出者の所属しておられる自治会長様よりご回答いただきますようお願いいたします。)

ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

- 1 提出期限 令和元年8月15日(木)

担当 福祉課福祉支援室 田中葉子  
電話 37-5852

---

---

## 主任児童委員の活動

主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門的に担当し、原則として区域を担当しないこととされていますが、地域の個別ケースについては児童委員と連携して活動しています。主任児童委員は、以下の業務を通じて地区担当児童委員の活動に協力しています。

- 1 児童福祉関係機関・学校・施設等との連携
  - 2 区域担当児童委員への援助活動
  - 3 要援護児童・家庭への援助
  - 4 民生委員児童委員協議会事業の企画、実施への援助
- 
- 

## 北栄町民生委員児童委員協議会における活動

- 北栄町には、45名の委員(うち主任児童委員3名)が厚生労働大臣から委嘱を受け、担当地区において日常活動を行うほか、毎月1回定例会を開催して福祉制度の研修や課題の検討、連絡調整等を行なっています。
- このほか、協議会の中に4部会(総務部会、社会部会、福祉部会、児童部会)を設置し、様々な課題についての各種研修やボランティア活動等を行っています。
- 活動に必要な電話代・交通費などに充てる活動費(年額44,000円)が支給されます。

担当 北栄町役場福祉課福祉支援室 田中 宛

令和元年 月 日

北栄町長 松本昭夫 様

自治会名 \_\_\_\_\_

会長 \_\_\_\_\_

令和元年11月末の北栄町民生児童委員の改選に伴い、下記の者を選出します。

記

担当自治会区域	氏名	住所	連絡先
		北栄町	

※提出期限 令和元年8月15日(木)